

対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

(平成二十九年七月十四日 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第三号)

最終改正 令和五年四月二十四日 告示第五号

対内直接投資等に関する命令 (昭和五十五年 総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、令第一号) 第三条

第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表に掲げる業種に該当する業種と定め、平成二十九年十月一日から適用する。